

## 第 75 回 鎌倉市緑政審議会 会議録（案）

日 時：令和 3 年 1 月 26 日（火） 10 時 00 分～12 時 10 分

場 所：鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理（オンライン出席）、飯田晶子委員（オンライン出席）、岩田晴夫委員、上村真由子委員、佐藤雄基委員、松行美帆子委員（オンライン出席）、植木陽子委員、田中美恵子委員、山内政敏委員

事務局：吉田都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり課長、後藤担当係長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）、林公園課課長補佐（代理出席）、持田企画計画課長（共創計画部次長）、高橋環境政策課長（環境部次長）

入江会長：第 75 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり課長：事務局を務めております、みどり課長の秋山です。よろしく申し上げます。

まず、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際、マイクの使用にご協力をお願いいたします。委員の皆様それぞれにマイクをご用意いたしましたので、そちらをご使用ください。ご発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、議事録作成のため IC レコーダで録音させていただきますので、ご承知おきください。

続きまして、委員の出席について報告します。委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしています鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

なお、押田会長職務代理、飯田委員、松行委員は、ご都合によりオンラインで出席いただいております。

入江会長：それでは、次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり課長：お手元にお配りしている「次第」について、説明いたします。

最初に「次第」の 1、審議事項として 1 件、次に、「次第」の 2、報告事項として 3 件、最後に「次第」の 3、その他の報告等を予定しております。配付資料は、お手元にある資料 1 から 4 です。

会議の公開については、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」によって定められており、「鎌倉市情報公開条例」第 6 条に規定する個人情報等に該当する事項について審議等を行うとき、その他、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるときを除いては公開するものとなっています。

非公開とする場合は、その理由を明らかにした上で、会長が議題ごとに決定するものとし、また、会議中に非公開とする会議の範囲を変更する必要があると審議会が判断した場合はこれに従うものとしています。

後日掲載する会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえ、次第の内容と会議の公開についてご確認いただきますようお願いいたします。

入江会長：本日の次第及び会議の公開について、事務局から説明がありました。

「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議は公開することといたしますが、非公開とする会議の範囲がございましたらご意見等をお願いいたします。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。続きまして、傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

秋山みどり課長：1月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、1名の申込がありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

また、記録用にモバイルパソコンの持ち込みを希望しています。持ち込みをお認めしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室及びモバイルパソコンの持ち込みを許可することとします。

(傍聴者1名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。

また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

## 1 審議事項

### (1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、次第の1 審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：前回会議録につきましては、資料1をご覧ください。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、岩田委員、植木委員、田中委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録につきまして、いかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料により、前回審議会の会議録を確認し、確定といたします。

## 2 報告事項

### (1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

入江会長：それでは、報告事項(1)、「緑の基本計画の見直しについて」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。前回の緑政審議会では、見直し骨子をお示ししてご意見をいただいたところです。いくつかのご意見を申し上げます。

まず、前提条件としての SDGs の考え方については、市民に分かりやすく提示する必要がある。

緑の質の向上に関するご意見は、「質の低下についての現状認識を記載」、「実現性の担保を図ること」、「緑地の維持管理指針が必要」、「優先順位をつけて取り組むべき」など。

連携の取組に関しては、緑のレンジャーの評価や植物の知識を持つ人材の必要性など。

グリーン・マネジメントについては、市民/事業者/行政など、それぞれの主体の役割の明確化などのご意見をいただきました。

また、岩田委員と山内委員から、資料 2-1 のとおり、追加の意見等が提出されております。資料 2-1 をご覧ください。

山内委員からのご意見は、質問番号の 1 から 10 に記載しています。

市の「鎌倉市におけるエコミュージアム構想」や国の「ウォークブルなまちづくり計画」など、他の行政計画等を出展元としていることについての質問があったため、概要を説明すると共に、緑の基本計画に載せる場合には注釈をつけることなどを対応方針としています。

また、岩田委員からのご意見は、2 頁目、質問番号の 11 に記載しています。

二つ目の二重丸をご覧ください。「近隣自治体との連携が必要」とのご意見があったことから、取組の方針やリーディングプロジェクトに、連携についての重要性を明示していきたいとの回答としました。そのほかは、表に記載のとおり、入江会長にも相談した上で、対応方針とさせていただきます。資料 2-1 の説明は以上です。

続きまして、資料 2-2 をご覧ください。前回の審議会でもいただいたご意見も反映したものとして、緑の基本計画の前半部分の「たたき台」を作成しています。たたき台の作成にあたっては、令和 2 年 7 月に作成した、「見直しの基本方針」に沿ったものとしています。机上にお配りしております、見直しの基本方針をご覧ください。

内容を簡単に申し上げますと、「1 緑の基本計画見直しの趣旨」では、自然災害による倒木被害の多発などの状況から、緑地の維持管理体制の整備、緑の質の向上を図ることによって、市民にとって、緑が安全・安心なものとなるための道筋を提示する。環境、社会など、緑を取り巻く状況の変化、グリーンインフラや SDGs などの新たな考え方に対する視点を持って見直すこととしています。

「2 見直しの基本方針」では、「(1) 安全・安心な暮らしのための緑の維持管理手法の提示」、「(2) 基本理念・将来都市像の継承」、「(3) 緑を取り巻く状況の変化に対する視点からの検証」、「(4) グリーンインフラの視点からの検証」、「(5) SDGs の視点からの検証」、「(6) 実現性の向上」などを、見直しの基本方針としています。

本日は、たたき台につきまして、審議会委員による意見交換などをお願いしたいと考えています。たたき台の内容については、担当係長が説明します。

後藤係長：続きまして、たたき台について説明いたします。着席して説明いたします。

資料2-2をご覧ください。表紙をめくり、目次をご覧ください。本日は、左側の頁、「はじめに」から第1編、第3章までをたたき台として作成しています。内容は、見直しの前提条件から、緑の機能と評価、めざすべき姿、将来都市像、計画実現に向けた緑の分野別の方針までとなっています。

目次の次に「はじめに」とした文章を掲載しています。次の頁から、「序章」として、緑の基本計画の概要を記載しています。

2頁をご覧ください。ここでは上位計画や関連計画と共に位置付けを明示しています。

3頁をご覧ください。ここでは、本計画の策定の経緯です。

5頁をご覧ください。ここからは、「緑を取り巻く社会状況の変化」として、「自然災害の激甚化」や「温室効果ガス削減の動き」、関係法令の改正などを記載しています。

8頁をご覧ください。ここでは、計画改定の趣旨と計画期間・計画フレームを記載しています。

10頁から11頁までをご覧ください。A3横長の頁では、計画全体の構成を図示しています。

次の頁をご覧ください。第1編第1章「都市特性と緑の現況」では、「都市特性」、「緑の有する機能」、「緑の基本情報」、「機能別に見た緑の現状」、「緑の保全評価」、「緑を取り巻く課題」としています。

主な内容を説明させていただきます。17頁をご覧ください。緑の有する機能を現行の計画と同様に7つ記載しています。

19頁をご覧ください。19頁から27頁では緑の基本的な情報を記載しています。

28頁をご覧ください。28頁からは、先に述べた7つの機能別に、緑の現況と評価、取組内容を記載しています。

56頁をご覧ください。緑の保全評価を記載しています。現在の緑の基本計画72、73頁をご覧ください。こちらにも保全評価を掲載していますが、たたき台57頁の図は、現在までの土地利用動向を反映したものとし、評価については大きく変えないものと考えています。

58頁をご覧ください。これまでの現況や評価を踏まえ、緑を取り巻く課題として右側の四角に「災害リスクの高まりを踏まえた安全安心の確保や、生態系保全、温室効果ガスの削減につながる緑の維持管理」など、5項目とし、次の頁に説明を掲載しています。

次の頁をご覧ください。続きまして、第2章では、基本理念、めざす緑の方向性、緑の将来都市像を記載します。

61頁、2-1をご覧ください。基本理念は、当初決定から現在の計画まで継承している、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とします。

次の頁をご覧ください。2-2めざす緑の方向性では、①流域の視点を大切に考える、②緑の連結連続性を高める。63頁をご覧ください。③緑の質を高める、④市民や民間との連携を進める、としています。この緑の方向性は、グリーンインフラの概念とも共通するも

のと考えます。下から5行目に記載したとおり、「鎌倉版グリーンインフラ」として、様々な施策を進めていきたいと考えています。

65 頁をご覧ください。こちらは、緑の将来都市像です。谷戸に囲まれた地形や鎌倉駅、大船駅周辺などの拠点、関谷の農地など、市民の生活と緑をイメージとしてとらえることができるような図にしたいと考えています。なお、丸囲いの部分には、イメージイラストを差し込む予定です。

次の頁をご覧ください。第3章は、「緑の将来都市像の実現のための方針」です。

67 頁をご覧ください。第2章でめざす緑の方向性を示しましたが、これを踏まえて、緑の将来都市像に向けた取組、保全・整備・創出・連携の施策の方針を示したいと考えています。

68 頁をご覧ください。緑の将来都市像に向けた取組を、7つの機能ごとに示しています。

68 頁は、「歴史文化を守る緑」の取組について、行頭が四角になっている、「古都の歴史的風土を構成する山林の緑を一体的に保全し、継承します」など、5項目を記載しています。

同様に、70 頁は「生き物を育む緑」、73 頁は「安全安心をもたらす緑」、76 頁は「交流とふれあいを広げる緑」、78 頁は「美しい景観をつくる緑」、80 頁は「暮らしを支え豊かにする緑」、82 頁は「環境負荷を和らげる緑」としています。

84 頁をご覧ください。3-3「保全・整備・創出・連携の施策」としまして、前の項目までは7つの緑の機能ごとの取組方針を示したものを施策の柱とする、「緑地の保全・管理」などの4項目に分けて、第4章以降の施策の方針の記載につなげていきたいと考えています。

なお、4章以降は、次回の緑政審議会での意見交換をお願いしたい考えです。

本日は、参考資料1として、令和元年度版の鎌倉市のみどりから、制度・事業に係る課題を整理した一覧表、参考資料2として、令和元年10月に本審議会での意見を踏まえて作成しました、「緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組についての討議の取りまとめ」をお手元に用意しました。いずれの資料も、今回の計画見直しに向けた課題を整理しており、たたき台作成の参考としているものです。

続きまして、今後のスケジュールについては、令和3年3月に本年度最後の審議会を開催し、たたき台の後半部分をお示ししてご意見を頂きたいと考えています。説明は以上です。

入江会長：ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。発言の際には、マイクを使用してください。オンライン出席の委員の方もご意見、ご質問ございましたらお声がけください。いかがでしょうか。

上村委員：資料2-2 鎌倉市緑の基本計画（たたき台）、第I編第1章1-4(7)環境負荷を和らげる緑、(6)暮らしを支え豊かにする緑の二つのカテゴリーに入ると思いますが、整備をこれから進めていくことになると思います。そこで出た伐採した緑を利用する観点、鎌倉市緑の基本計画に入れていかないのでしょうか。緑を増やす方向だけでなく、伐採して出てくる材をスクラップしてなくしてしまうのではなく、それを使いながら、環境負荷を和らげて

いけるということを進めていっても良いと思います。そのような視点を入れていただきたいと思います。

入江会長：具体的には、どこの頁に入れるのが良いでしょうか。緑の機能の話の中で、82 頁、(7) 環境負荷を和らげる緑、80 頁、(6) 暮らしを支え豊かにする緑のところでしょうか。

上村委員：全くそのことに触れられていないので、(7) 環境負荷を和らげる緑のようなところに、利用に関しての文言を入れながら、全体的にそれを目指すような形にならないものかと思った次第です。何頁のどこに記載すべきというイメージではありませんが、82 頁の 2、3 行目には、利用という観点が入っていません。緑を利用するということは、最終的には化石燃料を使わない代替資源として使うことで、結果的に二酸化炭素の削減につながるもので、そのような文言があると良いと思います。

入江会長：森林サービス産業ですとか、新たな動きも林野庁の方で始まっていますので、そのあたりも踏まえて考えていければ良いということだと思います。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：ご意見ありがとうございます。そのとおりだと思います。環境という形で、ボイラーの利用やカーボンニュートラルの知見などもあると思います。維持管理を進めていくに当たり、利活用はセットになってくると考えています。10、11 頁の計画の構成のところに、活用は重要なものと考えており、右側の実現性を向上させるための取組のところで、リーディングプロジェクト、重点事業としてやっていきたいこととして、緑とオープンスペースの利活用というものを設けまして、材料だけでなくオープンスペースの活用も含みますが、進めていきたいと考えています。機能などにも記載したいと思います。

入江会長：間伐、維持するということだけではなく、森林サービス産業という話を先ほどしましたが、間伐材の利活用も林野庁の方で始めようとしていますので、そのような文言を入れられたら良いのではないのでしょうか。82 頁やその前の(6) 暮らしを支え豊かにする緑のところにヒットするような間伐材の利活用が入れられたら良いと思います。

植木委員：どこにどう入れるか分かりませんが、全体的に何とかの緑、何とかの緑と大きくくっつてありますが、活用の仕方によって、どんな植物を使うのかは変わってくると思います。私の関わっている部分で気になることは、生き物との関連性で言うと、植える植物によって、全く利用の度合いが変わってくるものです。特に園芸種、外来種を植えるとか、そういったところの配慮が求められる部分であると思います。これが、70 頁、下から 12 行目に「市民の緑化活動とも連携し」とありますので、この辺りに注意事項として書いておかないと、緑なら何でも良いと思ってしまう市民活動が実際ありがちなので、せつかく計画を策定するのであれば、どこかに入れていただきたいです。実際、昔はトウネズミモチが強いからと植えられています、今は邪魔でしかない。県によっては、排除する方向にしている県もあるぐらいのものが、増えてしまっています。後々問題にならないような注意が必要ではないでしょうか。

入江会長：前回の審議会で、関連する内容について岩田委員からお話があったと思います。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：生き物を育む緑の中においては、それに適さないものがあるということはそのとおりだと思いますので、配慮した記載を検討したいと思います。

植木委員：生き物だけではなく、防災関係でも根がはるものとはらないものがあり、大きくなると

倒れやすいなどもあると思います。私が気になるのは生き物の部分ですが、全体的にきちんと考えて計画的に緑化を進めますということを書いた方が良いと思います。お願いします。

入江会長：植物の個性、適材適所ということだと思います。その辺りの文言を付け加えてはどうかという話だと思います。よく検討していきたいと思います。

秋山みどり課長：全ての機能について検討していきたいと思います。

押田会長職務代理：第Ⅰ編 本市が目指す緑並びに第Ⅱ編 第4章 計画の実現に向けた施策の方針と取組において、生産緑地の話が明快に書かれていません。おそらく、緑の将来都市像の実現のための方針でいえば、暮らしを支え豊かにする緑ですとか、第Ⅱ編であれば、グリーン・マネジメントの評価に入ってくるであろう構成の話になってしまいますが、今、都市計画における生産緑地のあり方がかなり問われていて、様々な審議会で議論になると思います。明快な文言で書かれてはどうかと思いましたが、取扱がどうなっているのかお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

入江会長：農の問題です。暮らしを支え豊かにする緑に付随する問題だと思います。80頁に生産緑地という文言がありますが、押田会長職務代理が言われるように旬な話なので、より丁寧に検討できれば良いと思いますが、事務局いかがでしょうか。

後藤みどり担当係長：生産緑地地区に関しましては、農業振興ビジョンとの整合を図りながら、第4章以降で記載内容を検討していきたいと考えています。

永井まちづくり計画部次長(都市計画課長)：農地があるべきものになったということをもう少しきちんと書いた方が良いという押田会長職務代理のご指摘だと思います。現行の平成23年度に改訂した緑の基本計画では、あくまでも都市公園候補地とか防災の視点で生産緑地が掲載されていますが、もう少し広げた文言で記載すべきというご指摘だと思いますので、みどり課とよく調整したいと思います。

押田会長職務代理：詳細に記載されるのは第4章以降で良いと思いますが、フレームの段階で文言を書いておいた方が良いと思いますので、ご検討いただきたいです。

入江会長：前段で生産緑地や都市農地の話を加えていくということで、審議会でも考えていきたいと思えます。

岩田委員：今の意見に関連します。前回の審議会で、私から農地の基本データの提供をお願いしています。今回は間に合っていないと思いますが、ぜひよろしくをお願いします。

10、11頁の図について、わかりやすくまとめていただいています。リーディングプロジェクトの推進について、どのような施策の展開が図られるのか注視しているところです。今回、別紙の見直しの基本方針を見ると、色々網羅していただいているのですが、例えば、前回の緑の基本計画では「グリーン・マネジメントの実践」というサブタイトルがついています。事務局として、今回はどの部分に重点を置いて考えているか、将来的にサブタイトルはどのようなものを想定しているのでしょうか。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：リーディングプロジェクトの中身ですが、見直しの基本方針に書きましたとおり、安全・安心です。令和元年度の台風も踏まえまして、これが一番の重点事項であると事務局としては考えています。それを実現するためには、緑の質の向上、維持管理を行うこと

によって、防災の機能が高まるというところで、リーディングプロジェクトには、質の向上、維持管理を重点事項としたいと思います。

もう一つ、環境問題です。近年の環境問題も踏まえまして、維持管理によって、環境機能、安全機能も向上させることを重点事項としています。それと、緑とオープンスペースの利活用、連携の推進について、ネットワークを意識しながら今考えているところです。

まだサブタイトルまではっきりイメージできていませんが、「グリーン・マネジメントの実践」をこれまででやってきたところで、時代も変化している中、新しいものに変化させていきたいという思いはありますが、まだ固めていないところです。

岩田委員：グリーン・マネジメントと聞いたときにも疑問がありましたが、一般の方が聞いたときに、ピンとこないのではないかと思います。今回は、安全・安心がメインになって、サブタイトルを検討することが個人的には良いと思います。一般市民が理解できる形で工夫していただきたいです。

古賀都市景観部次長：岩田委員のお話に補足いたします。安全・安心というのは、あくまでニーズに伴う切り口の一つであります。一番力を入れたいのは、生活に身近なものとして緑を捉え、そこから発展、展開していくところです。その中で、緑と共に暮らしていく、緑の良いところを取り込んで、生活を豊かにしていくという側面から捉えた中で、どのように緑と付き合っていくのか、その部分をグリーン・マネジメントという形で表現していきたいと考えています。

松行委員：63 頁、下から 6 行目にグリーンインフラの話があります。「鎌倉版グリーンインフラ」という名前をつけるのであれば、かなりユニークな、鎌倉独特のものだと思います。これから書くのかもしれませんが、今日示していただいたものの中では、どこがその鎌倉版グリーンインフラなのか、わかりません。今後出てくるのか、また、どういったところが鎌倉版と名付けるユニークな点なのか、教えていただけますでしょうか。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：61 頁から 63 頁まで記載しています。めざす緑の方向性の中で、流域の視点を大切に考える、緑の連結、連続性を高めるということ、緑の質を高める、市民や民間との連携が進めるというところが、グリーンインフラと共通するところです。先ほど次長から説明しましたとおり、基本理念にあります身近なところの緑、自然と共生するというのが、まだユニークというところまではいきませんが、今まで基本理念としてきた共生というものがグリーンインフラに近いということで、鎌倉は、共生ということを視点として、これが鎌倉版のグリーンインフラという理解で進めているところです。私の力不足もありますが、まだ前回の踏襲に近いものになっていて、新たな時代に合わせて殻を破れていないことは認識しています。ご意見、アドバイスをいただきながら検討を進め、新しいものにしていきたいと考えています。

松行委員：海外でグリーンインフラを取り入れているといった事例を聞きますが、特に改めてグリーンインフラを導入する、設置するというよりは、考え方自体がグリーンインフラです。という理解でよろしいでしょうか

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：世の中では、グリーンインフラ大賞などもあり、様々な良い取組事例を拝見させ

ていただき、鎌倉市でも実施したいと思っておりますが、現状これまでも実現してこれなかったこともありますし、現段階でもそのようなことができるのかということもありますので、新しいことに取り組みたい考えはありますが、まずは、共生という考え方がグリーンインフラであるということが、ここに書いてあるものになります。

松行委員：わかりました。ここに少しだけ書くとグリーンインフラが流行っているから入れてみましたといった感じに捉えられてしまうかもしれないと思います。もう少し、深めていけると良いと思います。

入江会長：63頁にいきなり「鎌倉版グリーンインフラ」と出てくるので、突拍子が無いと感じられるのではないかと思います。61頁以降は、第2章で、めざす緑の目標と方向性、鎌倉に関することだと思います。目次を見ても、第I編、鎌倉市がめざす緑と、枕詞で鎌倉市という言葉が載っていますが、それ以降鎌倉市という枕詞はなくなった状態でタイトルが続いていて、ここで「鎌倉版グリーンインフラ」という言葉が出てくることに違和感があるのかもしれない。その辺り、文章の書き方含め、事務局の方でも検討いただく形をとりたいと思います。松行委員のご意見いただきながら、なるべく唐突に出てこない形で進めばよいと思います。

飯田委員：今の議論に関連しますが、3点あります。

グリーンインフラについて、私はもっと前面に押し出してよいと思います。それこそ鎌倉版グリーンインフラをどう考えるのか、グリーンインフラの定義がフィックスされているものではないので、鎌倉としてはこう考えるといったメッセージをきちんと出していくことが大事だと思います。やらないのは逆に勿体ないと思っています。私は、国のグリーンインフラの緑地政策における検討会に入っています。オブザーバー参加として、後藤係長に加わっていただいています。まさに流域治水の観点から、国が大きく動こうとしているタイミングで、流域のことを取り組んできた鎌倉市は、先端にいると思います。なので、鎌倉として考えることを国としてもサポートしていきたいと考えているので、そこを戦略的に考えて、鎌倉市緑の基本計画で、きちんと鎌倉版グリーンインフラはこういうことを考えていて、こういうことをやっていきたいというメッセージ配信をこの緑の基本計画を通じて出していくことは大事なことだと思います。もちろん、基本には、緑の基本計画は市民の方々にこういうことを目指していきますというメッセージを出していくことが大事なのですが、同時に、国とうまく連携して施策を実現していくために、鎌倉としてのメッセージをもっと強く打ち出された方が、この鎌倉市緑の基本計画を使って、今後、色々な取組に取り組んでいけるのではないかと思います。

もう一つは、押田会長職務代理の意見に関連しますが、法改正が行われ、流域治水に関してもまたこれから法改正が行われようとしていて、そういった新しい法改正によってできるようになったことがあまり位置付いてないという印象を受けました。生産緑地の話もそうですし、それ以外のパークPFIや、市民緑地認定制度など新しい取組ができるようになっていっているので、それをどううまく活用していこうということがもう少し書かれていた方がよいと思います。

あと、目標の部分ですが、第2章で大まかな目標が書かれていますが、もう少し具体化した目標が欲しいと思います。色々な緑の基本計画が世の中にはありますが、例えば、世

田谷区のように、数値目標として、こういうことをここまでやっていくということを緑の基本計画の中で、しっかり書いている自治体もあります。当たり障りのないことは、目標として書かれていますが、ここまで実現していくという具体的な、可能であれば数値目標をもう少し出された方がいいのではないかと個人的には思いました。維持管理に力を入れていくということでしたが、例えばボランティアの人数が何人位いらっしやって、それを何人まで人数を高めますなど、色々考えられると思います。もう少し突っ込んだ目標があった方がよいのではないかと思います。これは、流域別の方針のところでも同じことが言えると思います。この流域では何をやっていきますといった具体的な目標が欲しいと思っています。以上が大きく3点申し上げたかったです。

あと、お話を聞いていて思った点ですが、リーディングプロジェクトが大事だということでしたが、目次を見ますと第4章4-4にリーディングプロジェクトが位置付いていますが、埋没している感じがします。例えば、第5章としてリーディングプロジェクトという章があり、その中で具体的に何を取り組んでいくということが書かれてもよいのではないかと思います。独立させて書く価値がある、鎌倉としての目標を示す部分なのかなと思いました。

入江会長：大きく3点と最後に4点目がありました。1点目は、上位計画との関連性ということで、国や国際的な動きを的確にとらえた形で、そこを大胆に取り上げてよいのではないかというお話と、2点目は、法改正の動きの話です。先ほどの生産緑地やパークPFI、3点目は、目標をもっと具体的にという話です。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：上位計画や法改正で、できることが増えているということは確かにありますが、そこまでくると現実的な問題もあるので、グリーンインフラもそうですが、インフラとなると下水道部門と調整していかなければならないといった中で、難しいという考えもあります。事務局自体、頭を柔らかくして攻めていける状況になっているところもありますので、マインドチェンジというか、頑張っていきたいところです。

目標につきましても、世田谷区は、都市緑化の割合が何パーセントということなどがあつたと思います。そこまで具体的に考えていませんが、今のアドバイスを踏まえて、何か新しい評価軸が作れば良いと考えているところです。

リーディングプロジェクトにつきましては、安全・安心と環境というところで、しっかりやりたいと思います。グリーン・マネジメントの位置自体、ここで取組の内容と方針ということで、4つの施策、「緑地の保全・管理」、「都市公園等の整備・管理」、「緑の創出」、「市民や民間との連携」とは違った細かいところになりますので、見せ方含めて考えていきたいと思います。

入江会長：たたき台5、6、7頁に、社会の動きが書かれています。その中で、今、話のあつたグリーンインフラのことや、7頁にはSDGsの図紹介がされていますが、5、6、7頁のあたりで、今の生産緑地との関連、パークPFIなどを鎌倉でどのように位置付けるかということが前段であつた方がよいかもしれません。飯田委員いかがでしょうか。

飯田委員：5、6、7頁のどこに入れるのが良いかは考えられていません。前回も申し上げましたが、目次が前回の緑の基本計画と似ていて、どこが変わったのかわからないという印象を持っています。もちろん、グリーンインフラのこと等、文中にさらりと書いてありますが、

文言を入れて満足している段階と感じます。それこそ、鎌倉版グリーンインフラが、目次に上がってくるような大きな位置付けでしっかり書かれることが大事だと思います。

押田会長職務代理：飯田委員のお話を聞いて思ったことについてです。私も目次自体を疑問に思っています。一番気になったのは、先ほどのご指摘に上がっているとおり、計画策定の経過、3、4、5、6頁のところで、何があったのかは分かりますが、年表化して、何が増えたとか、何が新しくなったか書けませんでしょうか。7頁に突然 SDGs が出てきても、何でこれが加わったかが分かりません。それについては、グリーンインフラの話も一緒です。どういった経過があったから、今回の鎌倉市緑の基本計画にこれを入れますということをも明記していただけないでしょうか。何が新しいか、どこが違うのか。そうするとだいぶ見やすいのと同時に、前と違うことがわかると思います。今回、新しいことが多いので、難しいことは承知の上ですが、やはり、私たちが進行、頁をめくる上でのガイドを示していただかなければなりません。私たちがこれだけ探して大変なので、初めて見られる方や市民の方は、分かりづらいものになるのかなという印象を受けました。

飯田委員：ありがとうございます。私もそのように思います。

入江会長：目次、構成も含めて検討が必要というお話でした。今後、検討していければと思います。

植木委員：世界的に大きい出来事も入れていただいた方が、SDGs が出てくるので、例えば、リオサミット、SDGs の前に MDGs もあったので、そのようなものもあった方が、突然 SDGs が出てくる理由もわかりやすいのではないかと思います。

入江会長：事務局お願いします。

古賀都市景観部次長：一連のご意見についてお答えいたします。

まず、全体のトーン、目次の話が出ましたので、そこから申し上げます。もともとは、今までの緑の基本計画との違いを明確にするということで、目的、趣旨、課題を抽出した中で、何が課題になっているのか、それが世界の流れ、具体的なニーズに対して、どのようなものになっているのか、それをどのように解決していくのかといった構成を考えています。その中で、それぞれのトピック、頭出しが不足しているという感じを持っています。今回間に合わなかったのですが、前回との違いをもっと明確に出していきたいと考えています。その中で、グリーンインフラの話題が出ていますが、グリーンインフラについては、ユニークさ、鎌倉版というお話が出ていますが、冒頭申し上げました安全・安心の暮らしの中の位置付けという形で大きく取り上げたいと考えています。詳しくは第Ⅱ編で論じたいと思いますが、この辺りの取扱については、第Ⅰ編で頭出しをもっと明確にしていきたいということが、今日の課題だと思います。グリーンインフラにつきましては、概念として固まっていないという状態であるという認識です。その中で、何が鎌倉版、ユニークなのかということですが、今回、鎌倉市の緑行政の取組経過の中で、触れたいと思っています。まさにこれまで鎌倉市が取り組んできた緑行政のそのものが、グリーンインフラを先取りするものだという考えを基に構築していきたいと考えています。その中で先取りしているからには、課題についても先取りしているということで、それについて今回、緑の基本計画の中で考え方を示していきます。常に一步先を歩むという視点を明確にした中で、広く内外にアピールしていきたいと思っています。そのようなツールとして、グリーンインフラを活用していきたいと考えています。

入江会長：これまでの取組自体がグリーンインフラに付随するのではないかというお話をいただきました。

佐藤委員：歴史文化を守る緑について、緑を守るということですが、守りに入っているように見えます。なぜ歴史文化を守らなければならないのかということですが、古いから守るのかという話になってしまいます。例えば、お寺、神社の緑を守ろうという話がありますけれども、お寺や神社の緑は、人間が手を加えて作ってきた緑、歴史ですので、緑を守るというよりは、歴史文化を守るのではないか。自然と共生して緑を作ってきた歴史文化が鎌倉の場合、中世からずっと続いていて、これを続けていくといった方向で書けないでしょうか。そうすることで、お話のあったグリーンインフラの営みを続けてきたという、単なる現代の話だけでなく、中世以来、例えば禅宗寺院なども単なる自然ということではなく、中国風の寺院の景観や、木の配置などを日本に持ってきたということがあり、人間と自然との双方向的なものがあり、今に活着ているのだということがもう少し書けないでしょうか。守るという内向きではない形で、アピールできないかなと思いました。

入江会長：守るということに対して、違和感があることでしょうか。

佐藤委員：守ることは大事ですが、緑は本来、ずっとあって、残そうということではなく、人間が緑に関与してきた歴史が昔から続いてきて、その歩みが鎌倉の強みだと思うので、それをもう少しアピールできないものかと思いました。

入江会長：事務局お願いします。

古賀都市景観部次長：鎌倉市の当初からの緑に対する考え方の柱の一つになっています。そのバックボーンとなっているものは、古都保存法、文化財保護法の二つということになります。古都保存法では「保存」、文化財保護法では、「保護」というキーワードを使っていますが、それがかねてからの開発の問題が沸き上がりまして、開発から守っていこうという視点から作られたものです。その問題が発覚した昭和 30 年代後半の状態をいかに後世に残していくのかという視点で作られたものです。そこで残していくべきものが文化、文化といってもなごりですが、その要素が緑、山林と一体となったものですので、それをパッケージとして残していこうということです。その残したものが、人間の生活にうるおいを与えていくものであるという位置付けを従前からしてきています。その部分はこれまでの緑の基本計画を踏襲していくべきところだと思います。今回の人間の生活の中で、どういった位置付けがあるのかという要素の中に効果的に取り込んでいきたいと考えています。ここでは守るという後ろ向きな表現になってしまいますが、今後、その守ってきたものを積極的に利活用していく、利活用ということは大げさかもしれませんが、緑の基本計画の中で、より一層位置付けを明確にして、構築していきたいと思います。

植木委員：今のところに関連しますが、68 頁、(1)歴史文化を守る緑と、78 頁、(5)美しい景観をつくる緑の内容が重複しているように見えます。一般的に見てもそうではないかと思うので、歴史文化を守る緑よりも美しい景観をつくる緑の方が項目が多いのですが、歴史文化を守る緑にも入るのではないかという項目があるので、違いを明確にするか、もしくは、歴史文化を守る緑と美しい景観をつくる緑は、一緒でもいいのではないのでしょうか。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：まず、機能別に見た緑の現状として、7つの機能のうち、(1)歴史文化を守る緑、

(5)美しい景観をつくる緑と分けています。景観というのは、歴史だけでなく、鎌倉市特有の海岸の部分や、谷戸の部分、まち並みなど、緑化の施策につながっていく、守るだけではなく、創造していくところもあるので、前回からこのように分けており、今回も同様に分けています。重複しているところは確かにあると感じますので、そこをすっきりさせて納得のいくような形で見せられるようにしたいと思いますので、検討します。

先ほど、歴史の話については、たたき台の3枚目、「はじめに」の下から10行目に歴史と共生するという形で、寺社では、緑を活用して、共生して引き継いできたということもあり、私も大事だと思います。今を生きる市民にとっても歴史の一部分であるという認識で記載しています。その視点で、古都保存法の部分がありながら、共生というキーワードで、この辺りも取り組んでいきたいと思います。

押田会長職務代理：細かいことで恐縮ですが、何度も話に上がっている10、11頁の(4)計画の構成の図が、今回の緑の基本計画を読み進める上で大変重要となってくるので、先ほどから読みづらいと言っている目次との対応、例えばちゃんと編だけではなく章対応、細かな項目別の対応をしていただけると良いのではないかとということが1点目です。

あと、次回以降整理されると思いますが、61頁、第2章2-1、飛んで65頁に基本理念図があります。やむなくここに入らなかったのかなという印象を受けますが、ここに入ることによって作ってきた流れがとぎれてしまうのが分かりづらいので、この辺りの構成についてメリハリをつけていただきたいです。細かいことを作る前に全体構成が散らかっている状態なので、読むうえで分かりづらいことが前段で出ていますので、この辺を整理していただいた上で、次回につなげていただきたいと思います。細かいことで恐縮ですが、お願いします。

入江会長：もう少し分かりやすくということですか。10、11頁、目次との関連、第2章、基本理念との関連についてご指摘をいただきました。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：ご指摘のありました章、10、11頁の構成、階層部分について、しっかり整理したいと思います。10、11頁は、平成23年度の緑の基本計画の8、9頁になります。平成23年度のものはかなり細かく丁寧に書いており、複雑な部分がありました。今回、市民向けというところに軸足を置いたため、まとめられるところはまとめていこうと作業を進めています。そこで説明が足りないのが、構成が散らかっている印象を受けられるものになっていると思います。我々の方でも流れは意識して作業を進めています。難しいところがありまして、色々な方に見ていただいて納得のいくものにしていきたいと思っています。

押田会長職務代理：もう1点細かいことですが、海岸の緑の扱いですが、海岸の緑の貴重性について、神奈川県下ですと、稲村ガ崎のラセイタソウの大群落があります。そのようなものは、どこに掲載されるのかお聞きしたいです。

入江会長：事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：海岸については、生き物を育む緑などのところに記載することになると思います。

そこまでしっかりカバーできているかということもありますので、今後検討してまいります。

押田会長職務代理：基本理念に、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とあります。海のことを書いているわりに、海岸の自然の話はあまり出てきません。鎌倉の場合は、長きにわた

って海岸がずっと維持されてきて、稲村ガ崎周辺に、細々とではありますが残っていますので、今から調査してということが難しいことは重々承知していますが、文言だけでも補填していただけると良いと思います。

入江会長：事務局お願いします。

後藤みどり担当係長：今、押田会長職務代理からご指摘いただきました海岸の緑の保全については、70頁、(2)生き物を育む緑で、取組の方針を記載しています。「生態系ネットワークの骨格をつくる山・川・海浜の自然環境を保全します」の3つ目の○のところで、「鎌倉地域の材木座海岸から稲村ガ崎、七里ガ浜、小動岬に続く海浜の自然環境と、…保全します。」といった内容で、方針については記載させていただいています。72頁、図3-4、生物多様性方針図に、生態系ネットワークの回廊をなす水系・海岸線の保全と記載しているところ です。

押田会長職務代理：あれだけのものが目立たないのはもったいないという感想です。私も再度確認させていただきます。具体的な種があるといいかなと思いました。

岩田委員：82頁に風の道という表現が出てきます。少し気になるので、聞きたいのですが、これに関連して55頁、7行目、「樹木の蒸発散効果によって冷音域を形成し…風の道をつくって」とありますが、表現の仕方に問題があると思います。確かに蒸散作用で風が誘発されることは分かるのですが、現実的には黒潮の影響と比熱の関係、日照による陸側と海側との熱交換によって温暖差ができて、鳥、トビなどが上昇気流を利用して飛んでいます。そのようなことで風が出来ていることは分かります。風の道になっているのは、樹木よりも中小の河川に沿って、水が流れることによってエネルギーが流れますから、それにそって谷戸沿いに風の道ができています。表現の仕方を工夫しないと誤解を招きやすいと思います。どのように変更したら良いかすぐに思いつかないので、皆さんで検討していただけると良いと思います。

もう1点、今後、水系についての資料がまとまってくると思いますが、14頁に、市内の河川がわかりやすい図を載せていただいています。それに付随して現況の解説が見当たりません。それと、評価があるとありがたいです。そのようなものが無いとその後の展開が期待できない。できれば1頁ぐらい追加して欲しいです。

入江会長：事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：色々なアドバイスをいただきながら補強していきたいと思います。

入江会長：先生方まだまだご意見言い足りない部分があると思います。今、先生方から様々なご意見、ご指摘をいただきました。国の方の動きも含めて、一方で感染症拡大の中で、オープンスペースや身近な緑が、非常に重要視されているということもあります。事務局から、今年度中に緑の基本計画（素案）の確認をすると聞いていますが、この緑の基本計画について、緑の機能も含めてもう少し丁寧に評価していった方が良いのではないかと感じています。それらを考えますと、今年度末にこの緑の基本計画を仕上げていくことが困難な状況です。もう少し先生方と議論をいただきながら丁寧に進めていければ良いと考えています。もし先生方からご意見、ご異論なければ、来年度も進めてよいのではと感じています。委員の皆様いかがでしょうか。

(全員了承)

入江会長：委員の皆様から賛同いただきましたので、もう少し、この鎌倉市緑の基本計画を練って  
いけたらと思います。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：事務局でも作業が進んでいない状況がございます。皆様からじっくりお付き合い  
いただけるというご意見いただき、大変ありがとうございます。ご迷惑をおかけしますが、  
来年度も引き続き検討していきたいと思います。

岩田委員：先ほどの海岸調査の件で補足させていただきます。まず、鎌倉市が以前行った自然環境  
調査の中で、当時、稲村ガ崎は保全されているので、調査対象ではありませんでした。隣  
接する小動岬の自然環境調査をしており、動植物の抽出をしています。それから、古い資  
料で、私とボランティアで、海岸線全域を踏査して植物のリストを作っています。そうい  
った資料も当時の海浜課に提供しました。もし、公園課に資料がなければ、提供します。  
それから、稲村ガ崎については、ボランティアが草刈りをしています。重要種を保全する  
上で、色々配慮が必要です。何年か前に鎌倉市公園協会の方と、管理マニュアルを作成し、  
内部資料として残っています。市に提供されているか分かりませんので、今日中に公園課  
に提供しておきます。参考までです。

入江会長：貴重な資料になると思います。ただいま、事務局から話がありましたとおり、鎌倉市緑  
の基本計画の検討自体を来年度も引き続き行っていくこととします。また、本日の資料に  
ついて、時間内にまだまだご意見出尽くしてないと思いますので、1週間を目途に事務局  
にご意見をお寄せください。いただいたご意見については、事務局でまとめたものを私が  
確認し、次の編集ステップへ進むこととしますので、よろしいでしょうか。

(全員了承)

飯田委員：1点だけ質問です。来年度引き続き検討することには賛同しますが、コンサルタントの  
方も引き続き契約を締結し、検討に入っていただくことになるのでしょうか。それとも市  
の方と我々だけで作っていくことになるのでしょうか。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：確定ではありませんが、委託業者にも繰越という形で、お願いすることになると  
思います。そこは協議の上、やってもらう形で考えています。

飯田委員：分かりました。ありがとうございます。

入江会長：それでは、この事項について終了といたします。

## (2) 緑地の土地所有者支援策について

入江会長：続きまして、報告事項、(2)「緑地の土地所有者支援策について」事務局説明をお願いし  
ます。

秋山みどり課長：「緑地の土地所有者支援策について」説明いたします。本日は、前回の審議会で素  
案へのご意見を反映し修正を行いました、資料 3-1「鎌倉市森林の整備方針(案)」と、今  
後の支援策の再構築の検討について、報告いたします。

始めに、本方針作成の経緯です。

本市では、令和 3 年度から、民有緑地の維持管理支援のため、「補助金型」の事業を新設することを考えています。助成対象とする作業は、緑地を将来にわたり良好に保全することを目的とした伐採・枝払い・倒木処理などとしていきたいと考えています。助成金については、上限額を設定した上で、工事費の一部を補助する予定です。

なお、本事業は、森林環境譲与税を充てる見込みとしています。補助金を交付するにあたっては、無秩序な伐採を防ぎ、一定の方向性に誘導していくことが必要であると考えます。このため、本市の森林全域を対象とした維持管理の方針を策定し、いくつかの立地条件に応じた整備内容を提示し、それに沿った作業をお願いすることを考えています。

また、整備方針は、緑の基本計画の見直しに対する市民意見の中でも、示して欲しいとの要望があり、補助金の交付への活用に留まらず、将来的には市民と協働して整備していくための指針にもしていきたいと考えており、策定した後も、必要に応じた見直しを図っていきたいと考えています。

前回の審議会においては、本方針について、いくつかご意見をいただいています。ササやタケの管理方法や生物多様性への配慮についての記述を充実させること、土地所有者はもちろんのこと、市の職員にとっても使いやすいものとなるべきであること。また、本方針の策定を望んでいるというお話をいただいた一方で、ボランティア作業を行う上では公有地と民有地が入り混じるエリアでの課題があることなど、ご意見をいただきました。いただいたご意見を概ね反映し、本日お示しした方針案を作成しました。

方針の内容については、担当係長が説明します。

後藤みどり担当係長：引き続き説明いたします。着席して説明します。資料 3-1 をご覧ください。鎌倉市森林の整備方針は、前回の審議会でお出した資料と、大部分の構成は変更しておりません。改めて簡単に内容を説明します。1 から 2 頁までをご覧ください。気候、地形など、鎌倉市の森林の自然環境について、説明しています。

3 頁からは、地域制緑地など、森林に関わる法令等の制限、緑の基本計画の位置付けを説明しています。

6 頁から 7 頁までは緑の基本計画にあります、森林の機能、土地利用形態を記載します。

8 頁から、「5 森林整備の基本的な考え方」として、緑の基本計画の基本理念のもと、適正な維持管理を行い、緑の質の充実と未来に誇れる価値のある緑の創造に向け取り組んでいくこととし、「(1) 緑地荒廃の防止」、「(2) 生物多様性の保全」、「(3) 公有財産の適正管理」、「(4) 市民との連携」を基本的な考え方としています。

9 頁からは「6 森林整備の方針」として、10 頁に移りまして、「(1) 立地条件による森林整備のタイプ別区分」としました。基本を、「環境保全型(基本的な考え方)」として、立地条件により、景観・歴史的風土保全型や防災型、ふれあい・利活用型などに分類しました。12 頁をご覧ください。(2)に整備の目的を示しています。「(3) タイプ別森林整備の方針」では、タイプ別に目指す森づくりを示し、各タイプで広葉樹林や針葉樹の人工樹林など、現状に応じた整備手法を記載しています。

23 頁をご覧ください。こちらでは、実施時期や法令遵守などの留意事項を記載していません。

前回の審議会からの変更内容について説明します。

8頁をご覧ください。森林の維持管理を行う上では、生物多様性保全の視点は重要なものであると考え、こちらの「生物多様性保全」の記載を充実しました。

次に、11頁をご覧ください。こちらでは、土地所有者が森林のタイプを判断できるように、検討フローを追加しました。

最後に用語の解説の頁を追加し、専門的な用語など、解説が必要なものを説明することにしました。

また、全体的に、林業の専門知識を持たない人でも分かりやすいように、文章の表現を修正しています。資料3-1の説明は以上です。

続いて、今後の支援策の検討について説明します。資料3-2をご覧ください。上の図は現在の支援策を模式図にしたものです。民有緑地については、土地所有者が管理するものですが、直接施工型の樹林管理事業、奨励金型である保存樹木等奨励金などの支援策を実施しています。これらの支援策について、緑の基本計画における位置づけを確認いただくため、現計画の119頁をご覧ください。現在の緑の基本計画の中では、「市独自の緑地保全等に係る制度」として、「保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業」を位置付けています。

本日の最初の議題としていた、緑の基本計画の見直しについて、現在、具体的な施策の検討を進めているところです。次回の審議会での議題とさせていただく予定ですが、土地所有者の支援策に関する事業を、現計画に引き続き、位置付けることを考えています。

資料3-2に戻りまして、下の図は、令和3年度以降の支援策の模式図です。令和3年度は、既存の事業に加えて、補助金型を追加し、拡充することになります。しかしながら、複数の制度を同時に運用することで、同一の場所に対して複数の支援制度を充てていることにもなり、効率的な制度運用の検討が必要となると考えています。

このため、将来的には、矢印に示すように、直接施工型の事業を補助金型へ移行するなど、支援の質と効果を下げることなく、本市の緑の質の向上につながるよう、土地所有者支援策の再構築を検討したいと考えています。

本日は、資料3-2で示した模式図での説明としましたが、次回の審議会では、緑の基本計画の見直しの議題の中で、支援策の再構築について、具体的な記載内容を提示したいと考えているところです。資料の説明は以上です。

本日お示ししました鎌倉市森林の整備方針案、及び、支援策の再構築についてのご意見、ご提案などを頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

入江会長：ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

山内委員：資料3-1（仮称）鎌倉市森林の整備方針（案）を市民ボランティア目線で見たとときに、指針なのか、考え方なのか主語が分からないところがありました。行政がやりますといった内容があったり、ボランティアが活動する時に気を付けて欲しいことであったり、内容が分かりづらい点がありました。私なりに気が付いた点は、メモを作成しましたので、後で事務局に提出します。そのような観点で全体を見直していただければと思います。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：ご指摘ありがとうございます。細かいところについては、そのメモをよく読んで反映していきたいと思います。大きな話として、主語がないということについて、誰が何をやるのか分かりづらいということですが、先ほど説明しましたとおり、まず補助金事業です。土地所有者の方が、今ある樹林地をどのようにしていくのか技術的なものになりますので、誰がやってもということになります。目的がないと、何のために何をして良いのか分からないと思いますので、目的を定めてというところが実際作業される方には、とっつきにくいところかと思いますが、目的が定まれば、このような樹林については、このような手入れをしていくといった皆さんの参考にしていただけるものになれば良いと考えています。その辺りに留意して、もう少し検討していきたいと思います。

植木委員：10頁、タイプ別の区分が分かりにくいです。11頁の森林整備のタイプの検討フローも分かりにくいです。身近な場面でやってみましたが、そこに行くのかという結果になってしまいました。そもそも最初が、「住宅や公共施設、道路等に接し、斜面を含むなど、安全確保が必要である。」とあり、鎌倉の場合、ほとんどが YES になると思います。読み進めていくと17頁に鎌倉広町緑地の写真がありますが、鎌倉広町緑地は、公園なので、「ふれあい・利活用型」になるのではないですか。何となく分け方に疑問があります。その辺りの整理が欲しいと思います。「ふれあい・利活用型」が分かりにくいということが一番です。人が入らない森が、「ふれあい・利活用型」以外のものになるのでしょうか。人が入るところが、「ふれあい・利活用型」なののでしょうか。そうすると、人が入るところがほとんどのような気がします。ハイキングコースもそうですし、緑地や公園などほとんどが「ふれあい・利活用型」になるのではないかと疑問です。では、人が入るから「ふれあい・利活用型」であるという整理がされていくと、基本的な考え方は、「環境保全型」とは明記されていますが、人が利用するに当たって、人が利用しやすいように整備したくなるものだと思います。場合によっては、「環境保全型」ではなくなってしまうことが心配です。その辺りの書き方を工夫していただければと思います。せっかくやっても「環境保全型」でなくなってしまうたら意味がなくなるのではないのでしょうか。細心の注意が必要だと感じました。

入江会長：事務局お願いします。

後藤みどり担当係長：冒頭で説明させていただきましたとおり、補助金交付に当たり、こういった整備方針を策定することが目的となっています。植木委員がおっしゃられたように、補助金交付申請を考えるとほとんど防災型が多くなると考えています。一般的なタイプを「環境保全型」としておいて、「ふれあい・利活用型」は、地域の住民の方の合意形成がされた場合、地域の皆様で森づくりをやっていきたいと思いますといったようなことで参考させていただく内容のものです。「景観・歴史的風土保全型」は、特に神社の裏山ですとか、歴史的な建造物、史跡の周辺ではこのようなことに留意しましょうといった内容になっています。「ふれあい・利活用型」と「景観・歴史的風土保全型」は、レアケースとまで言うことは適正ではないかもしれませんが、件数としては多くない見込みでいます。記載内容につきましても、もう少し使い勝手の良いものに編集していきたいと思います。

植木委員：17頁の鎌倉広町緑地が「景観・歴史的風土保全型」に入っている理由は何でしょうか。

「ふれあい・利活用型」ではない理由を教えてください。

入江会長：事務局お願いします。

後藤みどり担当係長：16、17 頁に鎌倉広町緑地の状況を記載していますが、あくまでも林の中の樹木の成育状況等、種類ですとか、そういったものを捉えるために調査を行ったところは、人の出入りが容易なところで、鎌倉広町緑地を選んで鎌倉市特有の樹木の種類等を調査したということになります。鎌倉広町緑地を「景観・歴史的風土保全型」で整備するという意味で載せているわけではありません。その辺り、分かりにくい部分もあると思いますので、注釈をつける等していきたいと思います。

秋山みどり課長：補足します。基本的には、「環境保全型」というのは、全て対応してくるところで、例えば、この鎌倉広町緑地に限らず、一つの緑地の中に、縁辺部は「防災型」になっていく手の入れ方、山林の中側の人が入らない部分は、「環境保全型」で、そこに通路がある周辺については、「ふれあい・利活用型」というように一つの緑地の中に何パターンか出てきます。そのゾーニングを一つの緑地に分けてやっていくための指針になります。どこか一か所道路に面しているので、全て「防災型」にするということではありません。その辺りもしっかりと記載していきたいと思います。

山内委員：一点確認です。私だけが勘違いしていたのかもしれませんが、今の説明からすると、補助金を出す時の民有緑地の整備方針であると認識しました。我々、市民ボランティアが、市有地、県有地、民有地を含めて、今後ボランティア活動をしていくための整備方針なのかと思い読んでいました。そのようなものではないのか、それも含めて鎌倉市の森林の整備方針なのか、当初の位置付けを確認させてください。

入江会長：事務局お願いします。

後藤みどり担当係長：第一の目的は、冒頭に説明しましたとおり、補助金交付のために作成が必要なものということになりますので、民有地をメインのターゲットにしているものです。緑の基本計画見直しのための市民意見募集における市民の方からの意見の中でも鎌倉市域における緑地を幅広く対象とした整備方針みたいなものがあると良いといった意見をいただいております。将来的には、そのような内容も拡充していけたら良いと思っています。一年に一回等、定期的な見直しを行っていききたいと思います。

山内委員：事務局ご説明のとおり、ぜひ、民有地に補助金を出すための方針ではなく、今後、我々ボランティアの人たちが、整備方針を見て、活動できるような内容にして欲しいと思います。

岩田委員：事務局の前向きなところは汲みたいと思いますが、植木委員の指摘があったとおり、分かりにくい部分があります。将来的には方針図みたいなものを載せられると良いと思います。とりあえず、分かりやすいように、方針が示されているような、具体例が入ったような表を一つ追加していただくともう少し分かりやすくなると思います。私の方から指摘したい点は、まず、8 頁、(2)生物多様性の保全に関連して、具体的な例とか、どのような配慮が必要だとか、どのような工夫をすれば良いのかとか、そのような例が全く載っていないので、実施することによって、逆効果になってしまうことが一番怖いので、その辺をもう少し拡充していただかないとだめだと思います。例えば、今、適正整備事業もそうですが、除伐材、刈り払った草の処理とか、中途半端にやると逆に外来種が増えてしまうか

もしもせんし、色々な配慮が必要になります。そのような注意点等も整理しておく必要があると思います。

入江会長：事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：前回もご指摘いただいておりますので、12頁、環境保全型の森林整備にある程度入れたのですが、もう少し具体的になるようにしたいと思います。

岩田委員：具体的には、例えば、草を刈り取るときに、傾斜面に対して、急斜面では強く刈り払わない、表土を保全しなければならないなど、色々な工夫がありますので、実施例をいくつか載せておくと、実際にやっている方にも参考になるのではないかと思いますので、この中に網羅できなければ、もう一つ簡単なハンドブックにまとめる手法もあると思います。

入江会長：市民向けの分かりやすいハンドブックは良いと思います。

田中委員：20頁、ふれあい・利活用型の森林整備についてですが、森林と書いてあるのは、山の道とか、山歩きを想定しているのでしょうか。21頁、表が載っていますが、住宅地にあるような木とか、山にある木が混ざっています。この表を見て、あの花を見に行こうとか、実を見に行こうとか、楽しめるようなものにして欲しいです。帰ってきて、あれがきれいだったなど、楽しめるものが載っていると良いと思います。ここにある普通の植物だけでなく、もう少し山に行ったら楽しめるようなものだったりすると良いと思います。住宅地を歩いていて、ああ、あれがきれいだな、なんていうこともあります。利活用型の森林なので、もう少し森林で楽しめるようなものになると良いと思います。

入江会長：20、21頁の見せ方も含めて、構成の仕方だと思います。森林レクリエーションや森林観光の観点からも、もっと楽しめるような植物をということだと思います。

田中委員：珍しい草だと盗られてしまう可能性はありますが、木はそんなことがありませんので、木を見て楽しめるものがあると良いと思います。

入江会長：大事にご指摘ありがとうございます。

岩田委員：21頁の表について、気になりました。自生種と園芸種が混在していますので、少なくとも園芸種にマークするとか、工夫していただいた方が分かりやすくして良いと思います。

入江会長：事務局よろしいでしょうか。

秋山みどり課長：ご指摘を踏まえて、皆様と一緒に作っていくものだと思いますので、ハイキング、自然観察、環境学習などに使えるようなものにしていきたいと思いますので、色々なご意見をいただけるとありがたいです。

入江会長：ご意見がまだおありだと思いますので、山内委員はメモを作られているということでしたが、事務局に方にご意見をお寄せいただければと思います。とりあえず今回、報告事項(2)について、了承したということによろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：いただいたご意見につきましては、事務局で取りまとめ、後日委員の皆様から一週間程度でご意見いただければと思います。私も加わり、皆様の意見を確認し、次のステップへ進むこととしますので、会長一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それではこの事項につきましては、終了とさせていただきます。

(3) 令和元年度緑政実績について

入江会長：それでは、報告事項(3)、「令和元年度緑政実績について」事務局から報告をお願いします。

秋山課長：報告事項(3)、令和元年度緑政実績について報告します。

資料4をご覧ください。この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱として、**「グリーン・マネジメント」**の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告の上で毎年公表しているものです。

本書は、事業実績を報告すること以外にも、計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において、計画の実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。

今年度につきましても、案をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見もいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。

それでは、資料の内容について担当係長から説明します。

菊地みどり担当係長：それでは、「鎌倉市のみどり」について説明いたします。着席して説明させていただきます。

まず資料4、本編2枚目の「目次」をご覧ください。本冊子は大きく三部構成としており、ローマ数字の「Ⅰ」が「緑の基本計画の概要」、「Ⅱ」が「計画推進の取り組みと実績」、「Ⅲ」が「関係資料」としております。本日は、時間の都合もございますので、各部から主な部分を抜粋して説明いたします。

はじめに、ローマ数字「Ⅰ」の緑の基本計画の概要から説明いたします。14頁及び15頁をご覧ください。なお、15頁は当日差替え資料としてお手元に配布しておりますので、お手数をおかけしますがそちらをご覧くださいと思います。

14頁の表、「地域制緑地等の指定目標」及び15頁の表、「施設緑地の整備目標」について、一番左の列に現況のデータを示し、計画策定時や中間年次などと比較できるようにしております。

15頁の「施設緑地の整備目標」について、令和元年度は令和元年7月の第71回緑政審議会で報告しましたとおり、鎌倉海浜公園金山地区及び飯島地区の一部廃止に係る都市計画変更を行ったことにより、総合公園が3.4ha減少し28.2haとなっております。また、令和2年1月の第73回緑政審議会で報告しましたとおり、山ノ内宮下小路緑地の都市計画決定を行ったことにより、都市緑地が1箇所、0.3ha増加し15.8haとなっております。それに伴い、16頁、「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」、17頁、「緑の基本計画に基づく実績」を更新しました。

次に、20頁からのローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」について説明いたします。「緑地保全に係る法制度」について、24頁、「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」をご覧ください。

「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」では、「取り組みと実績」の欄、箇条書きの最後に、買入れ申出への対応として、令和元年度は29,197.92平方メートルの土地を買入れたことを記載しております。

続きまして、33頁、「生産緑地地区・特定生産緑地」をご覧ください。平成29年に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されたことに伴い、「取り組みと実績」の下から4点目になりますが、令和元年9月から10月にかけて所有者に向けて制度の説明会を行いました。

また、下から2点目になりますが、令和2年2月19日に「鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱」を策定したことなどを記載しております。

続きまして、44頁、「(5) 緑地保全財源の確保等」をご覧ください。ふるさと寄附金制度や募金による緑地保全基金への寄附について実績を示しております。45頁の表の最下部の合計欄のとおり、令和元年度の緑地保全基金への寄附額は合計で10,315,037円であったことを記載しております。

続きまして、47頁、「(6) 緑地の質の充実」をご覧ください。上の表「確保緑地の適正整備」について、「取り組みと実績」の下から3点目に、平成21年度から平成30年度まで行ってきた整備事業の知見をまとめた報告書を作成したことなどを記載しております。

また、下の表「森林環境譲与税を活用した森林整備」について、方針の欄に令和元年度は台風災害に対する復旧等に充当し、令和2年度以降は、現在検討している民有緑地の維持管理支援策に充てる旨を記載しております。

続きまして、91頁からの「特定地区に関する取り組みと実績」をご覧ください。93頁から「特別緑地保全地区」について記載しており、そのうち、104頁から109頁までの「③ 確保緑地の適正整備事業」については、令和元年度の実施内容に更新して記載しております。

続きまして、122頁、「流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績」をご覧ください。これは、緑の基本計画の中で「地域別の方針」として示しているもので、柏尾川や滑川などの河川を基に市域を6つの流域に分け、それぞれに「緑の配置の方針」や「計画推進のための主な取り組み」を記載しております。

続きまして、133頁、「事業の進捗状況及び今後の課題」をご覧ください。なお、頁振りのミスにより133頁が2回登場しますが、後ろの方の133頁となります。こちら、「事業の進捗状況及び今後の課題」ですが、昨年度から内容を更新している箇所をアンダーラインで示しております。ローマ数字「Ⅱ」「計画推進の取り組みと実績」は以上です。

続きまして143頁をご覧ください。ローマ数字の「Ⅲ」「関係資料」は、緑の現況に関する基礎資料として、各数値等を更新しております。本編については、以上です。

次に、別冊について説明いたします。当日配付資料として机の上に置かせていただいていた別冊、「主な施策の執行済額一覧（令和元年度分）」をご覧ください。こちらは主な事業の執行額一覧となっており、昨年同様、把握可能な範囲で、執行済の金額を記載しております。概要の説明は以上となります。委員の皆様からご提案などがございましたら、ご教示いただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。長くなりましたが、以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明に対して、ご意見ご質問等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。この実績報告は、今年度3月発行ということでしょうか。

秋山みどり課長：緑政審議会に了承いただき次第、こちらで確定させ、公表することといたします。

山内委員：本日いただいた別冊の執行額は、令和元年度実績でしょうか。令和2年度はかなり予算が削られていて、その違いが分かると良いと思いました。令和元年度は例年並みの予算がつき、執行されたと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

入江会長：事務局お願いします。

秋山みどり課長：ご指摘のとおり、令和元年度実績になります。令和元年度については、それまでと同規模の予算となっています。

岩田委員：別冊2ページですが、鎌倉中央公園拡大区域（台峯）のところで、維持管理業務の金額が大きいです。この内容を教えていただけますか。

入江会長：事務局お願いします。

林課長補佐：公園課林と申します。本日、課長が欠席のため、代理で出席させていただいております。ご指摘の維持管理業務の予算ですが、昨年大きな台風が直撃しましたものですから、補正予算で大きく維持管理費用を充当しましたので、それが数字に現れているということです。

入江会長：もし、お気づきの点等ございましたら、1週間を目途に事務局にご意見をお寄せいただければと思います。よろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：この緑政審議会への報告を経て、令和2年度緑政実績は、確定するということですので、ぜひ1週間程度で事務局に意見をお寄せいただければと思います。事務局では、ご意見いただいた際には、できるだけ反映させていくということでもよろしいでしょうか。

秋山みどり課長：はい。そのとおりです。

入江会長：その他ご意見ありますでしょうか。なければ、緑政審議会としては、了承したということといたします。それでは、この事項につきまして、終了といたします。以上で、報告事項が全て終了しましたが、その他にご質問などございますか。

(意見なし)

入江会長：それでは、報告事項を終了します。

### 3 その他

入江会長：続きまして、次回の審議会の日程につきまして、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：日程調整の前にその他として1つ報告します。前回の審議会で田中委員から指摘がありました、鎌倉風致保存会の十二所果樹園に外来生物のグァバの木があるという報告の件で、調査の結果、該当する植物だったので、除却したという報告を受けています。報

告は以上です。

(1) 次回審議会日程調整

秋山みどり課長：次回審議会の開催日時につきましては、事前に予定を確認させていただいたところ3月23日（火）、午前が、8名出席可能とのことでしたので、この日程でお諮りしたいと思います。開催場所につきましては、「鎌倉生涯学習センター」を予定しています。

入江会長：いかがでしょうか。

(全員了承)

入江会長：次回の開催につきまして、3月23日（火）、午前とするということで、よろしくお願いたします。その他事務局から補足ありますでしょうか。

秋山みどり課長：ご出席の皆様におかれましては、会議の開催にご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

(2) 審議会確認事項

入江会長：それでは、本日の次第の最後になります。本日の確認事項を事務局からお願いたします。

秋山みどり課長：1 審議事項、(1) 前回会議録の確認、会議録を配付し、委員の確認をもって了承いただいた。

2 報告事項、(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて、鎌倉市緑の基本計画（たたき台）について事務局から報告を行い、内容について概ね了承いただき、後日提出されるご意見の取扱については会長一任とすることとした。緑の機能などについて、より議論を深めるため、令和3年度も引き続き、検討を行うこととした。

(2) 緑地の土地所有者支援策について、事務局から報告を行い、内容について概ね了承いただいた。

(3) 令和元年度緑政実績について、事務局から報告を行い、内容について概ね了承いただいた。

3 その他、(1) 次回審議会日程調整、令和3年3月23日（火曜日）午前10時から鎌倉生涯学習センター4階、第6集会室にて開催することとした。

本日の確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見等はございますか。

(意見なし)

入江会長：特にご意見等がなければ、本日の確認事項について、了承ということといたします。それでは、本日の緑政審議会はこれで終了とさせていただきたいと思っております。皆様お忙しい中、ありがとうございました。

(終了)